

## 第3章

## 計画の基本的な考え方

### 3-1 基本理念

令和3（2021）年に施行された改正社会福祉法では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の措置を講ずることとされています。

本計画策定の趣旨である地域共生社会の実現をめざすことは、第4期計画策定の趣旨と共通するものであり、本計画も第4期計画の基本理念を引き継ぎ、全ての市民が安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現をめざします。

### 3-2 地域福祉の推進に関する事項

社会福祉法第107条に規定する地域福祉の推進に関する事項を次のとおり定めます。

#### 基本理念

みんなが自分らしく安心して暮らせる「やさしいまち」をつくります。

#### 高齢者、障がい者、児童、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- |                            |                       |
|----------------------------|-----------------------|
| ・福祉以外の様々な分野との連携            | ・各分野横断的に関係する者に対応できる体制 |
| ・共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 |                       |
| ・居住に課題を抱える者への横断的な支援        | ・就労に困難を抱える者への横断的な支援   |
| ・自殺対策                      | ・地域づくりの観点も踏まえた権利擁護    |
| ・虐待への統一的な対応や支援             | ・犯罪をした者等への社会復帰支援      |
| ・地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用    | ・全庁的な体制整備             |

#### 福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- |                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| ・相談支援体制の整備                  | ・利用者の権利擁護 |
| ・避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進 |           |

#### 社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- |                           |
|---------------------------|
| ・社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの推進 |
|---------------------------|

#### 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

- |                                |
|--------------------------------|
| ・地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援 |
| ・地域福祉を推進する人材の養成                |

#### 包括的な支援体制の整備に関する事項

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ・住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 |
| ・包括的な相談支援体制の構築                      |